

新宿区生活サポート事業実施要綱

平成 27 年 3 月 19 日 26 新福障経第 2259 号福祉部長決定

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 新宿区生活サポート事業 (第 3 条―第 14 条)
- 第 3 章 生活サポートサービス事業者の登録等 (第 15 条・第 16 条)
- 第 4 章 雑則 (第 17 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、新宿区生活サポート事業（以下、「生活サポート事業」という。）の実施により、障害者が自立した日常生活を営むことを推進し、もって障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(用語)

第 2 条 この要綱で使用する用語の意義は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家事援助 調理、洗濯、掃除その他の家事に対する支援をいう。
- (2) 家事訓練 調理、洗濯、掃除その他の家事技能の向上を目指し、目標を設定して行う訓練をいう。
- (3) 生活サポートサービス 家事援助及び家事訓練をいう。
- (4) 生活サポートサービス事業者 第 15 条第 1 項の登録を受け、第 16 条の規定により区と協定を締結した事業者をいう。
- (5) 生活サポート事業 第 5 条第 1 項第 2 号に規定する利用決定を受けた障害者が、同項第 3 号の生活サポートサービスの提供に係る契約を締結した生活サポートサービス事業者（以下「事業者」という。）の派遣する介護者に生活サポートサービスの提供を受けた場合において、その提供に要した費用について、この要綱に定めるところにより、新宿区（以下「区」という。）が生活サポートサービス費（以下「サービス費」という。）として事業者を支払う事業をいう。

第 2 章 生活サポート事業

(介護者の派遣時間及び資格)

第 3 条 生活サポート事業における前条第 5 号の介護者の派遣時間は、午前 8 時から午後 6

時までとする。

- 2 前項の介護者は、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）により居宅介護に係る従事を認められた者（障害者居宅介護従業者基礎研修修了者を除く。）及び看護師、保健師、社会福祉士等とする。

（生活サポート事業の対象者）

第4条 生活サポート事業の対象者は、区内に居住地を有し、日常生活に関して支援を必要とする障害者であって、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 家事援助

ア 障害支援区分の認定において非該当の判定を受けた者

イ 2か月以上の入院期間があり、退院してから障害支援区分が認定されるまでの間に区長が必要だと認めた者

(2) 家事訓練 訓練により家事技能の向上が見込まれる者

（生活サポート事業の利用手続）

第5条 生活サポート事業の利用は、次に掲げる手続を経て行うものとする。

(1) 前条の対象者が、区長に対して生活サポートサービスの利用に係る申請を行うこと。

(2) 前号の申請を受けた区長が、同号の利用に係る決定（以下、「利用決定」という。）をしたときは、同号の申請を行った者に新宿区生活サポートサービス利用者証（以下「利用者証」という。）を交付すること。

(3) 前号の利用決定を受けた者（以下、「利用決定者」という。）が事業者の利用者証を提示し、当該利用決定の範囲内において、あらかじめ、生活サポートサービスの提供に関する契約を締結すること。

- 2 前項第1号又は2号に掲げる手続に関し必要な事項は、別に定める。

（利用決定の要否の基準）

第6条 利用決定の要否は、別記1に定める基準に従うものとする。

（利用決定の有効期間の基準）

第7条 利用決定の有効期間（以下「利用期間」という。）は、別記2に定める基準に従うものとする。

（利用量の基準）

第8条 支給量は、別記3に定める基準に従うものとする。

（利用決定の更新）

第9条 利用決定の更新は、別記4に定める基準に従うものとする。

（報告書等の提出）

第 10 条 区長は、第 5 条第 1 項第 3 号の契約を締結した事業者に対し、生活サポートサービス契約内容報告書（第 1 号様式）を作成させ、遅滞なく提出させるものとする。

2 区長は、第 5 条第 1 項第 3 号の契約（家事訓練に係るものに限る。）を締結した事業者に対し、生活サポートサービス利用計画書兼報告書（第 2 号様式）を作成させ、生活サポートサービスを提供した翌月 10 日までに提出させるものとする。

なお、様式中の目標に関しては、当該事業者と生活サポートサービスを利用する利用決定者（以下「利用者」という。）が共に設定するものとする。

（サービス費の額）

第 11 条 サービス費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める単位数に 10 円を乗じて得た額とする。

(1) 家事援助 法第 29 条第 3 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により家事援助が中心である場合に算定する単位数に、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成 18 年厚生労働省告示第 539 号）に掲げる一級地の居宅介護に係る割合を乗じて得た単位数（その単位数に 1 未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して計算するものとする。）

(2) 家事訓練 前号に掲げる単位数に 100 分の 130 を乗じて得た単位数（その単位数に 1 未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して計算するものとする。）

2 前項の計算は、月を単位として行うものとする。

（利用者の自己負担額）

第 12 条 区長は、前条に定める額の 100 分の 10 に相当する額（以下「自己負担額」という。）を利用者に負担させる。利用者は、この自己負担額を契約した事業者へ直接支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、利用者が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、自己負担額を免除する。

(1) 利用者及び利用者と同一の世帯に属する者で生活サポートサービスのあった月の属する年度（当該月が 4 月から 6 月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第 3 2 8 条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）

(2) 利用者及び利用者と同一の世帯に属する者で生活サポートサービスのあった月において被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）若しくは要保護者（同条第 2 項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者

3 区長は、自己負担額について、利用者証に表示するものとする。

（サービス費の事業者への支払）

第 13 条 区長は、第 11 条に定める額の 100 分の 90 に相当する額を、事業者へサービス費として支払う。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、前条第 2 項各号のいずれかに該当する利用者に関しては、第 11 条に定める額の全額を事業者にサービス費として支払う。

(サービス費の請求等)

第 14 条 事業者は、次の各号の書類により、区長にサービス費を請求するものとする。

- (1) 生活サポートサービス費請求書 (第 3 号様式)
- (2) 生活サポートサービス費明細書 (第 4 号様式) 又はその写し
- (3) 生活サポートサービス提供実績記録票 (第 5 号様式) 又はその写し

2 前項の請求は、サービスの提供があった月の翌月 10 日までにを行うものとする。

第 3 章 事業者の登録等

(事業者の登録)

第 15 条 区長は、生活サポートサービスの提供を行おうとする事業者からの申請に基づき、登録を行うものとする。

2 前項の申請及び登録に関し必要な事項は、別に定める。

(協定の締結)

第 16 条 区長は、生活サポート事業を実施するため、別に定めるところにより、前条の登録を受けた事業者と協定を締結するものとする。

第 4 章 雑則

(補則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(利用者の負担軽減措置)

第 2 条 この要綱の施行の日から平成 30 年 3 月 31 日までの間、区長は、第 12 条第 1 項に規定する利用者の自己負担額を 10 分の 3 に軽減し、当該自己負担額と当該軽減後の額の差額を事業者を支払うものとする。

2 区長は、利用者の負担が第 1 項の規定による軽減後の額で行われていることを確認するため、事業者に対し、請求書、領収証の控えその他必要な書類の提示又は提出を求めることができる。

別記 1

1 家事援助

第 4 条第 1 号に規定する対象者に関しては、下記のア～カの調査項目のうち、「見守り等の支援が必要」もしくは「部分的な支援が必要」が 2 つ以上、または「全面的な支援が必要」が 1 つ以上該当する者を利用決定者とする。

| | | | | | |
|---|--------------|------|---------|-------|-------|
| ア | 調理（配下膳を含む） | 支援不要 | 見守り等の支援 | 部分的支援 | 全面的支援 |
| イ | そうじ（整理整頓を含む） | 支援不要 | 見守り等の支援 | 部分的支援 | 全面的支援 |
| ウ | 洗濯 | 支援不要 | 見守り等の支援 | 部分的支援 | 全面的支援 |
| エ | 入浴の準備と後片付け | 支援不要 | 見守り等の支援 | 部分的支援 | 全面的支援 |
| オ | 買い物 | 支援不要 | 見守り等の支援 | 部分的支援 | 全面的支援 |
| カ | 交通手段の利用 | 支援不要 | 見守り等の支援 | 部分的支援 | 全面的支援 |

2 家事訓練

第 4 条第 2 号に規定する対象者に関しては、上記ア～オの調査項目のうち、1 項目以上で改善が見込める者を利用決定者とする。

別記 2

| | 最短 | 最長 |
|-----------|------|------|
| 家事援助 | 1 か月 | 1 年 |
| 退院直後の家事援助 | 1 か月 | 2 か月 |
| 家事訓練 | 1 か月 | 1 年 |

別記 3

1 家事援助

1回のサービス提供時間は原則として1時間半とし、最長3時間までとする。

また、1か月で利用できる時間数は、新宿区介護給付費等支給決定基準（平成18年10月30日18新福障相第3853号区長決定）第6条第1号居宅介護支給量決定基準で規定する「障害支援区分1」の量未満とし、申請時間数を超えないものとする。

2 家事訓練

1回のサービス提供時間は原則として1時間半とする。ただし、月の初回については2時間まで決定できるものとする。

また、利用できる回数は、原則として週2回以内、月10回までを目安とし、申請時間数を越えないものとする。

別記 4

1 家事援助

利用者が、利用期間を超えて引き続きサービスを希望する場合は、当該期間内に更新手続きを行う。

2 退院直後の家事援助

更新は認めない。

3 家事訓練

利用期間では十分な成果が得られず、引き続きサービスを利用することによる改善効果が具体的に見込まれる場合には、原則1回の更新を可能とし、当該期間内に更新手続きを行う。